

令和4年度七戸町中小企業・小規模事業者追加支援給付金支給要綱

令和4年11月16日

(目的)

第1条 エネルギー・資材価格等の物価高騰により影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し負担軽減を目的とする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、七戸町内に所在する中小企業・小規模事業者（中小企業法第2条、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条に定められた範囲とする。ただし、別表1に掲げる業種を除く。）とする。

(支給要件)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年12月1日現在営業をしていること。
- (2) 法人の場合は、七戸町内に本社事務所があること。
- (3) 令和3年分の事業収支（法人の場合は直近の決算関係諸表）における仕入れに係る費用と経費（水道光熱費、消耗品費、燃料費、車両費、動力費など）のうち、価格高騰に係わるものの合計額が20万円以上であり、かつ年間売上高が20万円以上であること。ただし、令和4年から事業を開始した者は、令和4年分の相当額が20万円に事業期間割合を乗じた額以上であること。
- (4) 七戸町以外の市町村から、当該給付金と同様の趣旨となる支援金又は給付金を受けていないこと。
- (5) 七戸町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第2条に規定する暴力団員でないこと。

(給付の額)

第4条 別表2のとおりとし、一度限りとする。

(給付の支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、令和4年度七戸町中小企業・小規模事業者追加支援給付金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和3年分の確定申告書類の控え等の写し

【個人の場合】

- ①令和3年分の確定申告書の写し又は住民税申告書の写し
- ②青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し

【法人の場合】

- ①直近の決算報告書の写し

【令和4年に開業した事業者】

- ①国税庁「個人事業の開業・廃業届出書」の写し又は七戸町「営業届出書」の写し、若しくは「営業証明書」
 - ②開業してからの収支がわかる書類
- (2) 同意書(様式第2号)
- (3) 令和4年度七戸町中小企業・小規模事業者追加支援給付金請求書(様式第3号)
- (4) その他、町長が必要と認める書類
(支給の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、令和4年度七戸町中小企業・小規模事業者追加支援給付金支給決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした者に給付金の額を通知するとともに、給付金を支給する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象外業種一覧表

大分類 A	農業、林業
大分類 J	金融業、保険業
	中分類 62 銀行業
	中分類 63 協同組織金融業
	中分類 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
	中分類 65 金融商品取引業、商品先物取引業
	中分類 66 補助的金融業等
大分類 Q	複合サービス業
	中分類 86 郵便局
	中分類 87 協同組合（他に分類されないもの）
大分類 R	サービス業（他に分類されないもの）
	中分類 93 政治・経済・文化団体
	中分類 94 宗教
	中分類 95 その他のサービス業
	中分類 96 外国公務
大分類 S	公務
大分類 T	分類不能の産業

※日本標準産業分類（平成25年10月改定）（平成26年4月1日施行）による

別表 2 (第 4 条関係)

給付の額

価格高騰に関連する仕入及び経費の合計額	追加支援給付金額
5,000 万円以上	75 万円
4,000 万円以上 ～ 5,000 万円未満	60 万円
3,000 万円以上 ～ 4,000 万円未満	45 万円
2,000 万円以上 ～ 3,000 万円未満	30 万円
1,000 万円以上 ～ 2,000 万円未満	15 万円
20 万円以上 ～ 1,000 万円未満	7 万円